

<p>☆平成28年6月の改正に伴う技術者の経過措置に関する資格コードについて</p> <p>平成28年6月1日より、建設業法等が改正され、これまで「とび・土工事業」として実施されてきた解体工事は、新設された「解体工事業」の業種として行うことになりました。</p> <p>「解体工事業」の技術者として認められる資格等はP31～P35の表6のとおりですが、経過措置として、平成28年5月31日時点で改正以前の「とび・土工事業」の技術者になる要件を満たしている人については、平成33年3月31日まで「解体工事業」の技術者とみなすことができます。</p> <p>その場合、資格をもって技術者になっている方については、個別の資格コードが振り分けられていますので、以下の表を参考に、適切なコードを記載してください。</p> <p>◎：特定建設業の資格及び一般建設業の資格を有するもの ○：一般建設業の資格を有するもの</p>	
<p>資格区分及び資格名</p>	
種別	資格コード
建設業法	1A 1級建設機械施工技士
	1B 2級建設機械施工技士(第1種～第6種)
	1C 1級土木施工管理技士 ※1
	1D 2級土木施工管理技士
	1E 2級土木施工管理技士
	2A 1級建築施工管理技士 ※1
	2B 2級建築施工管理技士
技術士法	4A 建設・総合技術監理(建設) ※2
	4B 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) ※2
	4C 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)
	4D 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)
	5A 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)
職業能力開発促進法	6B 型枠施工(1級)
	6B 型枠施工(2級+実務3年) ※3、※4
	5B とび・土工(2級+実務3年) ※3、※4
	7A コンクリート圧送施工(1級)
	7A コンクリート圧送施工(2級+実務3年) ※3、※4
	6C ウェルポイント施工(1級)
	6C ウェルポイント施工(2級+実務3年) ※3、※4
民間試験	6A 地すべり防止工事(実務1年) ※4
<p>※1 平成27年度までに合格しており、合格後の解体工事に関する実務経験が1年未満、かつ、登録解体工事講習の受講をしていない。</p> <p>※2 合格後の解体工事に関する実務経験が1年未満、かつ、登録解体工事講習の受講をしていない。</p> <p>※3 平成16年3月31日以前の合格者は、合格後1年以上の実務経験。</p> <p>※4 実務は以下のものを指します。</p>	
資格	実務の内容
とび・土工	とび工事
型枠施工	コンクリート工事
コンクリート圧送施工	コンクリート工事
ウェルポイント施工	土工工事
地すべり防止工事	土工工事